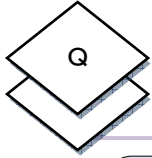




労働相談Q & Aで解決！

退職理由



退職勧奨に応じて辞めたにも関わらず、離職票の退職理由が「自己都合」となっています。変更する方法はありますか。

A 使用者に対して、まず離職理由を変更するよう求め、応じてもらえない場合は、ハローワーク（公共職業安定所）に会社が記載した離職理由について異議を申し立てることができます。

解説はこちら

- 退職勧奨とは、使用者が労働者に対して「辞めてほしい」とか「辞めてくれないか」などと言って、退職を勧めることをいいます。これは、労働者の意思とは関係なく使用者が一方的に契約の解除を通告する解雇予告とは異なります。
- 退職勧奨自体は違法なものではなく、希望退職を募ったり、退職金の割り増しを条件に退職勧奨を行う例もあります。解雇が使用者からの一方的な労働契約の解除であるのに対して、退職勧奨による退職は、使用者の契約解除の申し込みにに対して労働者が応じる合意による退職となります。
- 一般的に退職勧奨に応じて退職した場合、離職理由は会社都合となり、自己都合による退職とはなりません。
- 雇用保険の手続き上は、自己都合よりも会社都合の方が、給付の制限期間もなく、失業手当（失業給付）の額は高くなります。また、一般的には退職金も高くなります。
- 離職証明書に記載されている離職理由について納得がいかない場合、ハローワークに相談し、異議を申し立てることができます。ハローワークが使用者や労働者から事情聴取を行い、その内容をもとに公共職業安定所長が判断し最終的に決定することになります。

どうすれば？

- 会社の労務管理の責任者に離職理由の変更について相談しましょう。
- 会社側の説明に納得できない場合は、お住まいの住所を所管するハローワークに相談してみましょう。
- ハローワークに相談する場合は、雇用契約書や就業規則、給与明細書、タイムカード等の資料や、使用者から退職勧奨があった際に渡された文書などの退職に至るまでの状況が分かる資料を準備しましょう。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

◎ 山梨県内のハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク甲府（甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、中巨摩郡）

電話 055 (232) 6060

ハローワーク富士吉田（富士吉田市、南都留郡のうち忍野村、山中湖村、鳴沢村、
富士河口湖町）

電話 0555 (23) 8609

ハローワーク大月（大月市、上野原市、北都留郡）

電話 0554 (22) 8609

ハローワーク都留（都留市、南都留郡のうち西桂町、道志村）

電話 0554 (43) 5141

ハローワーク塩山（山梨市、甲州市）

電話 0553 (33) 8609

ハローワーク韮崎（韮崎市、北杜市）

電話 0551 (22) 1331

ハローワーク鰍沢（南巨摩郡、西八代郡）

電話 0556 (22) 8689